

東村管一 192
令和8年8月4日

公益社団法人 東村山法人会
会長 高橋 博文 様

東村山税務署長 (官印省略)

税務署総合窓口における受付時間及び用紙交付について (周知依頼)

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)等を踏まえ、納税者利便の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務手続のデジタル化を推進しており、e-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めているところです。

国税庁においては、更なるオンライン手続の推進に向けて、下記のとおり取組を進めていくこととしておりますので、御理解と御協力を賜るとともに、本取組について、会員の皆様へ御周知いただくようお願い申し上げます。

記

1 税務署総合窓口における受付時間

e-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなどの各種オンライン手続の拡充を鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を午前9時から午後3時とすることとしました。

なお、総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内(午前8時30分から午後5時)に来署された場合は、必要な対応を行った上で、次回以降は受付時間内に来署いただきたい旨を案内することとしております。

公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、引き続き、オンライン手続等を利用いただくとともに、来署が必要な場合は可能な限り受付時間内の来署を行っていただくようお願いいたします。

※ 総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

2 用紙コーナーの取りやめ

オンライン手続の更なる推進の観点から、年末調整時期や確定申告時期等を含め、税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」の設置を取りやめることとしました。

総合窓口に請求いただくことで、これまでどおり必要な用紙は交付いたしますが、公益社団法人東村山法人会の皆様におかれましては、オンライン手続を積極的に行っていただくほか、必要な用紙の取得につきましては国税庁ホームページやコンビニエンスストアのマルチコピー機を御利用いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】 東村山税務署

管理運営部門 堀江

電話：042（394）6811 内線：610